

日本共産党の山本伸裕です。知事の議案説明の中で、水俣病問題への対応についてお尋ねします。知事は、公健法に基づく認定審査については、申請される方がおられる限り、平成25年の最高裁判決を最大限に尊重し、迅速かつ丁寧に認定審査を進めてまいると説明されました。最高裁判決は、昭和52年判断条件を基準とする行政認定制度のもとで水俣病と認定されなかった四肢末梢優位の感覚障害のみの患者について、司法判断として水俣病と認めたものであり、つまり複数の症候の組み合わせを要求する昭和52年判断条件は実質的に否定されたのであります。ところが国は、最高裁判決は昭和52年判断条件を否定したのではないと言い通して認定基準を変更しなかったばかりか、手足の感覚障害のみでも認定を受けようとするならば、患者側に発症当時の毛髪やヘその緒などの提出を求めるなど、いっそう申請のハードルを上げ、認定患者を狭めるという、認定基準の新たな運用指針、ガイドラインを通知したわけであります。もし認定審査において、最高裁判決の趣旨がほんとうに生かされ、認定基準が見直されていたならば、水俣病被害者救済の流れが大きく促進されていたに違いありません。ところが残念ながらこのガイドラインによって、認定審査業務は逆に大量の患者切り捨ての場となってしまったというのが実態ではないでしょうか。知事はこのような患者切り捨ての認定基準の運用を続けておいて、本当に水俣病問題の解決につながるとお考えなのでしょうか。平成25年最高裁判決後、ノーモアナマタ第2時訴訟が起こされ、原告の数は東京、大阪合わせ1,766名に上っています。被害の実態に加害者である国や県が真正面から向き合わない限り、水俣病は終わらないのではないのでしょうか。知事は日ごろから、水俣病が原点だとおっしゃいます。そうであるならば、長年苦しんできた水俣病被害者の方に心を寄せ、最後の一人まで水俣病被害者を救済するというお考えはありますか。もしおありならば、52年判断条件に固執した環境省の運用指針に従った認定審査を、迅速かつ丁寧に進めるというだけでは、真の救済につながらないと思いますがいかがですか。

(切り返し)

知事は、環境省通知は、症候の組み合わせが認められない場合でも、総合的な検討で水俣病に認定すると明記されている、と言われました。

しかし通知には、総合的判断をする際には、5点の基準に従うべきだという条件が付けられております。第一に、有機水銀暴露時期やその時期の食生活、魚介類の入手方法を確認したうえで、体内の水銀濃度や居住歴、家族歴、職業歴について総合的に勘案することにより、どの程度有機水銀に暴露したのか、またそれ

がどの程度確からしいと認められるかを確認する。以下ありますが、時間の都合上省略します。当時の体内の水銀濃度をどうやって測定するのか。通知では、当時の毛髪、へその緒、尿、血液などからの確認を求めています。何十年も前の毛髪や尿を保存している人がいらっしゃるでしょうか。また客観的に魚介類の摂取状況を示す資料を出せ、と言われても極めて困難であります。そもそも加害者が勝手に認定基準を決め、被害者に証拠の提出を求めるなど、本末転倒であります。

結局 2014 年環境省通知は、総合的判断の名のもとに、より厳しい要件を申請者に求める内容となっており、救済の道は狭められていると言わざるを得ないのであります。知事が言われるように、52 年判断条件の症候の組み合わせに合致しない方であっても、水俣病であるかどうかを丁寧に判断すべきだと。それが最高裁判決の主旨だ、と言われるのであれば、この環境省通知は、最高裁判決にてらしておかしいではないかと声をあげるべきではなかったでしょうか。

水俣病公式確認から 63 年であります。にもかかわらず、なぜ全国で 9 件、約 2,000 名もの被害者が裁判に立ち上がらなければならない状況にあるのでしょうか。裁判で断罪された認定制度に固執して、申請者を大量に切り捨てる認定教務をただ続けるばかりでは水俣病は解決しません。被害の実態を無視した現行認定制度を改めるよう国に求めること、潮谷義子前熊本知事が提唱した不知火海沿岸住民の健康調査を県が今こそ主導し、国とともに実施すること、それが真の解決につながる、県が進むべき方向であります。

私は、未曾有の公害被害を生み出した水俣病被害の解決のために、患者のもとに足を運び続け、健康被害があっても声をあげることができない人々に寄りそい、不当な患者切り捨てに抗って自らの人生をかけて闘ってこられた方々を存じています。蒲島知事が、水俣が原点だとおっしゃるのであれば、そうした方々に面と向かって恥じない行動をとっていただきたい。そのことを切に願って質疑を終わります。